手数料請求先 会社名:

申請日: 令和 年 月	日
-------------	---

賃貸住宅リフォーム工事適合証明申請書

(第一面)

所属/担当者名:

(第一回)

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承し、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、次のとおり現場検査及び適合証明を申請します。なお、この申請書及び添付図書等に記載された事項は、事実に相違ありません。記載された事項が万が一事実に相違していた場合は、この手続及び交付された適合証明書を取り消されても異議かりません。

2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄が記載された場合に限ります。)。

	住戸	〒(沂:	-)			電話:			
	12.7	″·							
検査を	幾関名:				殿				
1. 申請	者情報	及び申請内容	字についてご記入	ください。(必須)				
	郵便都	番号 〒(_)					
申請者	住月 電話者	•) — () — ()				
	氏名	フリガラ)-						
	郵便看	番号 〒(_)					
工事	住月	斤							
注文者	7-h 6-6- \	フリガラ)						
	建築主	E名 	1						
	建物の								
建物の原	听在地	地名地番 住居表示							
		工店 衣小	□ 1.賃貸住宅リフ	· オーム融資(住宅セ	ーフティネット)				
品	神容区な	÷(¾1)		リフォーム融資(耐震					
融資区分(※1) (1~4のいずれかひとつを選 択してください。)			□ 2-2.賃貸住宅!	リフォーム融資(長期	耐用耐震改修)(※2	2)			
			□ 3.賃貸住宅リフォーム融資(省エネ住宅)(※3)						
			□ 4.賃貸住宅リフォー	ーム融資(サービス付き)	高齢者向け住宅)(※4)	(□ a.一魚	设住宅型 □ b.カ	施設共用型)	
申請戸数			戸	住宅番号					
融資申込日			年	月	建築確	認の有無	□有	□無	
	連絡事	項欄							
(※1)いる	(※1)いずれの融資区分においても、第五面~第八面によりリフォーム工事箇所の工事前、工事中及び工事後の写真の提出が必要です。								
	(※2)建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく計画の認定を受けて耐震改修工事を実施する場合は、本申請書とあわせて、 耐震改修工事に関する申出書(適合証明申請書添付用)の提出が必要です。								
• I	(※3)本申請書とあわせて、下記書類の提出が必要です。 ・工事内容確認チェックシート(賃貸住宅リフォーム融資(省エネ住宅)) ・断熱材の使用量がわかる書類(一定量以上の断熱材を使用する工事を実施した場合に限ります。)								
					事を実施した場合に 命者向け住宅)の提出				
			場合はご記入くだ		., P.1.11.2 P. 07.52 IVED				
		名称(氏名) •電話番号				() - () – (
代理	者	郵便番号 •住所	〒()−()					
		区分	□ 1.設計者 □ 5.販売代理	□ 2.工事 □ 6.そのf		工事請負者	□ 4.事業主	Ξ ,	
V 1√ → 166	BB⇒¬ → J	## 1	口 3.80010年		<u> </u>			,	
【検査機		懶】 関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄		 ※判定欄		
70()	17(11)7(1	345214 1114	WOTE I	74,04,04		(合格年月)	日及び番号)		
						令和	年 月	目	
						第		号	
					※備考	闌			

[適賃改工第2号書式]

賃貸住宅リフォーム工事適合証明申請書

3	丁事	についてご訂	己入ください。(必須	百)	(第二	面)				
工	期	着工日	(元号)	1 1	日	工事完了日	(元号)	年	月	日
	計画確認	画確認日・番号 に関する通知書から転 て下さい。)		月	日	第			号	
	事	名称、代表者 及び電話番号		担当者:			() - () - (
施	工者	郵便番号•住	〒 ()-()						
4.	それ・	ぞれ、該当す	る場合はご記入ぐ	ください。						
フォ	ーム融	が「1. 賃貸住宅 資(住宅セーフ 」の場合				どする(補助金を受 工事計画確認時			金の交付申記	清をしない
					をの促進!	こ関する法律に基	づく計画の	の認定を受けた	耐震改修)	
			□ (ア)耐震診□ (イ) 評価フ	村震改修工事以外 沙断の結果((ウ)かり 方法基準	ら(オ)まで	o(オ)までのいずオ こよるものを除きま	(す。)			
耐震	改修工	事を行う場合(※	に限り	ます。)※		戸建ての住宅で、 「セーフティネット)			≦が1.0以上の	り場合
						事実施後の住宅の			上限ります。)	
			□ (オ)国、地 □ イ 段階的耐	方公共団体等が 震改修工事	認めた診	断法				
			新築年月日	(元号)	年	月	1	□ 新築年月	日不詳	
融資	融資区分が「3.賃貸住宅リ		リー 断熱改修コ	_	省エネ基	準(仕様基準)				
フォーム融資(省エネ)」の 場合 (実施する工事及び適用す る基準を選択)					断熱材使	用量基準				
			す □ 3.開口部断熱	工事(省エネ基準	隼(仕様基	準))				
公産	中化区	₹ 1/ \)	□ 4.省エネルギ	一設備設置工事						
(**	融資は記	貸(住宅セーフラ 己入してください	宅リフォーム融資(耐 ・イネット)若しくは賃貸 。なお、賃貸住宅リフ ・一ム融資(耐震改修)	住宅リフォーム融 オーム融資(省エ	触資(サー よ子住宅)	ビス付き高齢者向 をお申込みの場合]け住宅)の 合で、耐震	の場合で併せて 改修工事を計画	耐震改修工	事を行うとき
<	1 }		宅金融支援機構(以下 適合している必要があ						ニニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニ	ム融資に関
	否	を判断するために	ての適合証明は、機構 こ行うものであり、申 はないことを承知して	請者に対して住宅						
	1 / 材 務2	検査機関は、個 / 及び利用目的の	> する業務の内容及び目 人情報の保護に関する 達成に必要な範囲で利	法令に基づき、申	明書者(以	下「お客さま」と	いいます。	。)から提供を受	!けた個人情報	最を次の業
	-	イ その他これ 利用目的	る検査を行い、機構融 らに付随する業務 ォーム適合証明の申請						∶明業務」とん	いいます。)
		ア 検査機関が	行う適合証明業務の実 の契約や法律等に基づ	施のため			4/11/06/9	•		
	,	っ その他お客	さまとのお取引を適切			1077207				
		機構等への個人! 食査機関は、個ノ	情報の提供 人情報の保護に関する	法律(平成 15 年)	法律第 57	号) 第 27 条第 1 1	質各号に掲	引げる場合を除き	· 、お客さま <i>f</i>	から提供を
	7	ただし、個人情	第三者に提供すること 報の保護に関する法令 することがあります。		まの同意を	そ得た上で、次表の	のとおり利	用目的の達成に	必要な範囲に	内で個人情
	個人情	青報の提供先		提供先の利用	用目的		<u> </u>	提供す	る個人情報	
			・適合証明業務の適切・機構が行う融資の対	かつ円滑な実施の	ために必			請書に記載された	こお客さまの原	
		機構	・機構が行う融資の対象・住宅ローンや住宅関係・アンケートの実施等に	連の情報提供・市均	場調査やタ	}析・統計の実施	宅	、住所、電話番号 情報(所在地、構		

(第三面) (適合証明書付表 1)

(賃貸住宅リフォーム融資(住宅ヤーフティネット)の場合は作成不要)

現場検査合格 (適合証明日	日: 令和	往七、	年	ム融貝(仕宅セー 月 日 号	検査機関	r) の場合はTi	- /W W /		印
L 5. 申請する物	か件について	ご記入	ください	。 。(必須)					
建物の	構造		準耐火	□ 2. 耐火	階 数	地上	階	地下	階
構造等	戸建型式	1.	連続建て	□ 2.重ね建て	□ 3.共同建て				
I.	法	□ 1.	在来木造	□ 2.7°レハフ˙(木質系) 🗆 3	3.プレハフ (鉄骨系)	□ 4.7°レハ	ブ(コンクリートラ	系)
				去(ツーバイフォー工法)		6.丸太組構法	□ 7.鉄骨		
6. その他の融 工事の種類	【貸対家リフラー □ 増築工事		∟事を実 所 〕 改築工事	をする場合は工事の P □ 修繕・模様替え		記入くたさい(該当する場	合のみ記え	人)。
工事が国政	<u> </u>		3 9XX_T		<u> </u>				
工事の内容	()
				ください(賃貸住宅リ	フォーム融資(省エネ住宅)の場	合のみ記入	.)。	
(1) 住戸部分の 区分	<u> P 当たりの </u> 1戸当た			計	区分	1戸当たりの) — yk/		計
/タイプ名	床面和		戸数	(1戸あたりの床面積)×(戸数)	/タイプ名	床面積	戸数	(1戸あたりの)床面積)×(戸数)
■ 賃貸住宅(a)		0 1 2	اه!ما =		□ 賃貸住宅(a		2	1,,,,	· · ₂
□ その他住宅(b)(記入例) Aタイフ		2 m²	2 0 戸	1 6 0 0 . 4 0 m²	□ その他住宅(b)	m² F		. m²
□ 賃貸住宅(a)					□ 賃貸住宅(a	· I			
□ その他住宅(b)	_ [<u> </u>	m²	: 戸	m²	□ その他住宅(b)	m² ☐ ☐ 戸	<u> </u>	. m²
□ 賃貸住宅(a)					□ 賃貸住宅(a)			
その他住宅(b)		m²	戸	m²	─ その他住宅(b) [] . []	m² F		il. il m²
(2)延べ面積表						l.			
	賃貸住宅の住 部分の合計(a'		<u>: L</u>	. m²		かの延べ面積[A]		<u> </u>	m²
3E	の他住宅の住部分の合計(b		<u>; ;</u>	m²		の延べ面積[B] 它率(※)]		<u>; </u>	. m²
宅 等 非住宅 部分	非住宅部分の延べ面積[C]						. M²		
			場合は、1.3	1。共同建てで地上階数	(5階以下の場合)	は、1.13。重ね建て	連続建ての場	景合は、1.00)(割増なし)。
<面積要件につい 1戸当たりの床。 ことのみを確認	面積、敷地面和	責、各部	分の延べ面 学の要件に	面積の下限値等の要件 ついては、機構に確認	は、適合証明にが必要です。	おいては申請され	た面積が適切	に算定され	にいる
				ください。(工事計		更がある場合)			
工事計画の				······································		~~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~			
									2022年10月

賃貸住宅リフォーム工事適合証明申請書 (第四面)(適合証明書付表2) (賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の場合のみ作成)

	現場検査合格日: (適合証明日) 第	年 月 日 号	検査機関	印
□ (1) 世 1 日本部の	○ 住戸部分(登録住宅のみ)と共用部分の○ 住戸部分(登録住宅のみ)について本書い。○ 複数の種類の住宅セーフティネットリフォ○ ただし、耐震改修工事を実施する場合は	式を作成する場合、複数の住戸において住宅セー ーム工事を実施する場合でも、代表するひとつの 、下記6において「イ・耐震改修工事」を選択してく	-フティネットリフォーム工事を実施する場合 工事についてのみ記載してください。 ださい。	****
□ (2) 共用部分 □ (2) 共用部分 □ (3) 共和部分 □ (3) 連続等の転離 □ (4) 主義の □ (4) を発 □ (4) がある後の □ (4) がある後の □ (4) がある後のの数と □ (4) があるがあると □ (4) があると □ (4) があると □ (4) がある □			さい。(必須)	1
		A CENTER OF THE PROPERTY OF TH		J
○ 1 金融等		・ノナットリフェー / T車のられ - 伊圭的かものも		
□ 1 の	0. 工品のに約50・0 矢肥する圧毛と ファ	□ (7) 通路等の拡幅	□ a 通路	
□ (の) 新宝改良 □ (の) 新宝改良 □ (の) 新宝改良 □ (の) 新宝改良 □ (の) 新生物を表し、			J B 田入口	
□ (2.) 使所改良 □ b 解析以保障~の飲食之 □ (2.) 作用が改良 □ (3.) 作用が改良 □ (4.) 手下わの飲付 □ (4.) 手下わの飲付 □ (5.) 日本		□ (ウ) 浴室改良	〕 b またぎ高さの低い浴槽への取替え 〕 c 固定式移乗台、踏み台等の設置	
□ ↑ ア・ハツアツリー改修工事		□ (エ) 便所改良 [] b 腰掛け式便器への取替え	
(中) 出入口戸の改良	□ ア.バリアフリー改修工事	□ (オ) 手すりの取付け [→工事施工箇所を選択(複数選択可) [□ 浴室・脱衣室□ その他の居室	
(3) 出入口の戸の改良		□ (カ) 段差の解消	施工箇所[3
□		□ (キ) 出入口の戸の改良 [〕 b レバーハンドルへの取替え 〕 c 戸車等の設置	
□ ウ、共同居住住宅に用途変更するための改修工事		(ク) 滑りにくい床材料への取替え □ →工事施工箇所を選択 (複数選択可)	□ 浴室・脱衣室□ その他の居室	
□ エ、	□ イ. 耐震改修工事	工事内容[]
中、調査において居住のために最低限必要と認められた工事(防水工事、補修工事	□ ウ. 共同居住住宅に用途変更するための)改修工事 工事内容[]
中の	□ エ. 間取り変更工事(間仕切り壁や界壁の	の敷設・撤去等)	工事内容[]
□ (ア) 単いで (ア) 外壁を透過損失等級の等級2以上にする設置 □ (ア) 外壁を透過損失等級の等級2以上にする設置 □ (ア) 所容性・連音性の向上のための □ 工事 □ (ア) 所容を透過損失等級の等級2以上にする設置 □ (ア) 成立、重床にする工事 □ (ア) 成立、重床にする工事 □ (ア) 成立、重床にする工事 □ (ア) 成立、重床にする工事 □ (ア) 成立、重体には上げ材の設置 □ (ア) 株を製具のレバー式蛇ロスはワンプッシュ式シャワーへの取替え □ (ア) 条単の服害装置の設置 □ (ア) の影響を設置する工事 □ (ア) 系数で表が関係を設置する工事 □ (ア) の影響を設置する工事 □ (ア) の影響を設定したの手中 □ (水源を注意が)の設置 □ (ア) が、大戸の服房様文は熱交換型機気設備 ○ (ア) 表型が、大の少ションボールの設置 □ (ア) 重排火災類が到金設置 □ (ア) が、大戸の設置 □ (ア) 重排火災類が到金設置 □ (ア) が、大戸の設置 □ (ア) は、大田・ド・ド・ド・ド・ド・ド・ド・ド・ド・ド・ド・ド・ド・ド・ド・ド・ド・ド・ド		必要と認められた工事(防水工事、補修工事	工事内容[]
□ カ. 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事 □ (分) 点字表示の設置 □ (分) 点字表示の設置 □ (分) 成と表示の設置 □ (分) 成と表示の設置 □ (本経器具のレバー式蛇口スはフンプッシュスシャワーへの取替え。 □ (小手居室(祭)について行う次のいずれかの工事 □ (小手居室(祭)について行う次のいずれかの工事 □ (小手居室(祭)について行う次のいずれかの工事 □ (小手居室(祭)について行う次のいずれかの工事 □ (北京水内に成りを) □ (北	寸)	(イ) 高齢者等配慮対策等級3以上のトイレの 設置 (ウ) オストメイト対応トイレの設置	□ 2. 図首性・遮首性の向上のための	□ (イ) 開口部を透過損失等級の等級2以上にする工事 □ (ウ) 乾式二重床にする工事
(転落防止対応)の設置		 □ (カ) 点字表示の設置 □ (キ) 電気スイッチのワイドスイッチへの取替え □ (ク) 水栓器具のレバー式蛇ロ又はワンプッシュ式シャワーへの取替え □ (ケ) 屋根の融雪装置の設置 		□ a 外壁、床、屋根又は天井に断熱材を設置する □ b 内窓を設置する工事又は複層ガラスに取り替 える工事 □ (イ)非居室(※)について行う次のいずれかの工事 □ c 据え付け式の暖房機又は熱交換型換気設備
□ キ. 安全性能の向上のための工事 □ e 浴室進入防止のための鍵 □ f 緊急通報装置 □ g 二重ロック又はオートロック □ h 面格子 □ i 防犯カメラ又はカメラ付きインターホン □ j 防犯フィルム又は防犯ガラス □ k 強化ガラス又は安全ガラス □ 1 人感センサー付照則又は足元灯 □ m シャッター付コンセント □ n 施錠式郵便受箱 「※)浴室、脱衣室、洗面所、便所及び廊下のうちいずれか一箇所以上 「 #. 共用部分の子育で世帯等支援 □ (7)トイレにおむつ交換台を設置 □ (7)トイレにおむの交換台を設置 □ (7)トイレにおしてはないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないので		□ (転落防止対応)の設置 (イ) 次のaからnまでのいずれかの設置工事 □ a 据え付け式のクッション床 □ b 据え付け式IHコンロ又は消火装置付きコンロ □ c 高効率給湯設備		□ e 浴室をユニットバスにする工事 □ e 浴室をユニットバスにする工事 □ (7) 自動火災報知器の設置 □ (4) 避難設備誘導灯又は非常要照明の設置 □ (ヴ) スプリンラー又は屋内消火栓設備の設置 □ (エ) 内装材を不燃材料に変更する工事
□ h 面格子 □ i 防犯カメラ又はカメラ付きインターホン □ j 防犯フィルム又は防犯ガラス □ k 強化ガラス又は安全ガラス □ 1 人感センサー付照明又は足元灯 □ m シャッター付コンセント □ n 施錠式郵便受箱 (※)浴室、脱衣室、洗面所、便所及び廊下のうちいずれか一箇所以上 「 i 防犯カメラスはカメラ付きインターホン □ c j 防犯フィルム又は防犯ガラス □ c y では受ける場合)ア〜サ以外に補助金の交付を受ける場合)ア〜サ以外に補助金の交付の対象となる工事	□ キ. 安全性能の向上のための工事	□ e 浴室進入防止のための鍵 □ f 緊急通報装置		□ (ア)トイレにおむつ交換台を設置 □ (イ) 据え付け式の怪我防止措置がされたキッズスペー
(※)浴室、脱衣室、洗面所、便所及び廊下のうちいずれか一箇所以上		□ h 面格子 □ i 防犯カメラ スはカメラ付きインターホン □ j 防犯カメラフ スは防犯ガラス □ k 強化ガラス 又は安全ガラス □ l 人感センサー付照明又は足元灯 □ m シャッター付コンセント	□ の改修費用に係る補助金の交付を 受ける場合)ア〜サ以外に補助金	工事内容
		うちいずれか一箇所以上	T / 36 63 15	

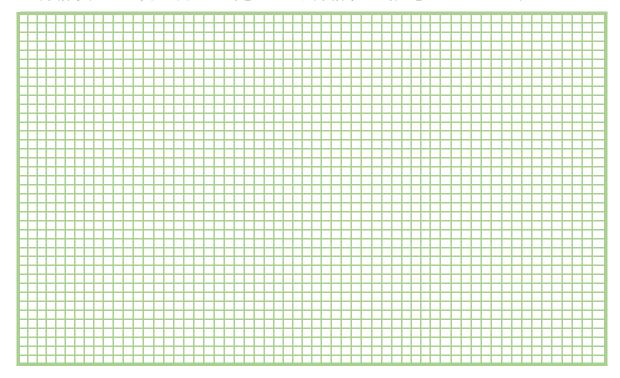
↑ 「アノださ」、(あわせて 変更管所を明示」と変更後の名階で面図(2部)を提出してノださ」、)

人してたたい、例れてて、変更固別を明れ	いじに変更後の音唱中国因(2017)を提出していたさい。
工事計画の軽微な変更	

(第五面) (賃貸リフォーム工事写真)

住宅番号	
------	--

- ※申請に係るリフォーム工事箇所について、工事後の外観写真を貼り付けてください。
- ※間取り図等が本書式内に収まらない場合は、別紙として提出しても構いません。 別紙で提出する場合は、その旨を本書式に明記してください。
- ※同様の室形状及び間取りである複数住戸に対して同様のリフォーム工事を実施したときは、 代表1住戸の提出で差し支えありません。
- ◆ 写真撮影箇所(工事後の間取り図等をコピーし、写真撮影した場所を図示してください。)



◆ 建物全体の外観写真(リフォーム工事後)

(第六面) (賃貸リフォーム工事写真)

住宅番号	
------	--

- ※申請に係るリフォーム工事箇所について、**工事前**の写真を貼り付けてください。
- ※同様の室形状及び間取りである複数住戸に対して同様のリフォーム工事を実施したときは、 代表1住戸の提出で差し支えありません。
- ※本用紙はリフォーム工事実施箇所数に応じ、適宜コピーしてご利用ください。

▼ 7/7 A工事大心自力(工事)	実施箇所(工事)	『施籄	ムエ事	ノオーム	リフ	•
-------------------	----------	-----	-----	------	----	---

◆ リフォーム工事実施箇所(工事前)

(第七面) (賃貸リフォーム工事写真)

住宅番号	
------	--

- ※申請に係るリフォーム工事箇所について、工事後の写真を貼り付けてください。
- ※同様の室形状及び間取りである複数住戸に対して同様のリフォーム工事を実施したときは、 代表1住戸の提出で差し支えありません。
- ※本用紙はリフォーム工事実施箇所数に応じ、適宜コピーしてご利用ください。

◆ リフォーム工事実施箇所(工業)	事征	夋.)
-------------------	----	----	---

◆ リフォーム工事実施箇所(工事後)

(第八面) (賃貸リフォーム工事写真)

住宅番号	
------	--

- ※申請に係るリフォーム工事箇所について、<u>工事中</u>の写真を貼り付けてください。 (工事後に確認できない部位に限ります。)
- ※同様の室形状及び間取りである複数住戸に対して同様のリフォーム工事を実施したときは、 代表1住戸の提出で差し支えありません。
- ※本用紙はリフォーム工事実施箇所数に応じ、適宜コピーしてご利用ください。

♦	リフォーム	ム工事実施箇所(工事中)
----------	-------	--------------

◆ リフォーム工事実施箇所(工事中)